



静岡市立図書館の指定管理者制度試行凍結から

## 図書館の民間委託を考える

講師 静岡市の図書館をよくする会会長 草谷桂子 氏

民間企業から公共図書館への職員派遣、PFI手法による民間資金での建設と運営の委託化、指定管理者を選んでの期限付き民営化など、少し前にちらほらと耳にしていたことが、ある日突然に現実になってしまう。そのような時代の流れの速さにおののくばかりです。そんな激流を止める力が市民にあるのだろうかと疑問をもちながらも、いざとなったら市民としてできるだけのことをしたい、そのために指定管理を差し止めた市民の実践を聞いておきたいと思って企画した講演会です。「静岡市の図書館をよくする会」の草谷さんは、市民ならではのやり方で多くの荒波を乗り切ったことを報告くださいました。参加者は、その具体的方法とともに、「絶対に直営の図書館でない困る」という率直な気持ちを失わないことの大切さを再確認することができました。今回の参加者は、一般市民が18名で、県内公共図書館や行政関係の方が27名という内訳でしたが、公共図書館関係の方々にも、この学びを今後に活かしていただけるものと期待します。

以下、教えていただいた民間委託を止めるための方法を要約して掲げ、静岡ではそれをどのように実現したかを、「静岡市の図書館をよくする会」で作成されたパンフレット『ちょっと待って民営化！考えようみんなで！』やHP、当日のレジメで構成しました。これをもって講演会の報告とさせていただきます。

### 方法① できるだけ早く現状を分析するー他自治体はどうなのだろう。

・県立図書館は、静岡県も含め、ほとんどの県が「図書館経営は直営のほうが望ましい」という見解を示している。東北地方初の制度導入で話題になった岩手県の場合も、図書館協議会が「県立図書館の指定管理者制度導入に疑義あり」という提言をした。(岩手日報 10月8日付け)

・県外市町村では北九州市とPFI方式の桑名市が有名。マスコミではいずれも「貸し出し冊数が伸び、接客態度がよくなった」と報道されている。しかし、北九州市の場合、分館のみが複数の指定管理者による運営なので、ネットワークが上手くいっていない。また受託NPOからは「経営が大変で、いつまで続けることができるか不安」の声もある。桑名市の場合も「コンビニ並みの給料なので職員定着が心配」と言われている。競争で次の管理者が決まる制度なので、力のある館長・職員が永遠にキープできる保証はなく、5年後、10年後のサービス内容が危惧される。

・また、図書館のサービスは、レファレンスへの対応、蔵書コレクションの構築、障害者や在住外国人へのサービス、学校図書館への支援、ボランティアへの対応など、むしろ目に見えないところに大事な役割がある。お客が増えたという部分だけでの評価は、その他のサービスを軽視することにつながる。

・静岡県内では、富士宮市でも議会に提出されたものの、後日、市民アンケートや図書館協議会・教育委員会での検討の結果、「質の高いサービスと経費削減は矛盾する」などの理由で市の直営と決定された。また、島田市は「図書館は学校と同じで、人づくりをするために大事な生涯学習の拠点施設であり、経費削減の効果も望めないで直営が望ましい」という判断を示した。

### 方法② 発言権をもった人に分析結果を伝える(図書館協議会委員・市議会議員など)

静岡の指定管理制度試行は、北九州市の例が根拠とされていますが、実態はどうでしょうか。もう1度考えてみてください。北九州市立図書館のホームページによると…

<平成17年度に指定管理を開始した館についての説明>

指定管理者制度導入による図書館サービス

(1) 指定管理者制度を導入する図書館では、次のとおりサービスの向上を図ります。

- ・ 開館時間の延長 平日の開館時間を1時間延長し、午後7時までとします。

——しかし—— 静岡市では直営の下で全館が午後7時まで開館しており、御幸町図書館は午後8時まで開館しています！北九州市の図書館は指定管理者の下でも全館月曜休館ですが、静岡市では直営の下で9館中4館が第2月曜以外の月曜開館を実現しています！

(2) 司書率の向上

現在、図書館職員中、司書資格を保有している者の割合は、全市平均で58%ですが、専門性を高めるため、75%以上に引き上げます。

——しかし—— 静岡市は現状では56%が有資格者ですが、非常勤嘱託全員を司書有資格者とし、正規職員も半数を司書有資格者とすれば、司書資格保有者の割合は76%となります。（「静岡市の図書館 平成17年度」による。）司書資格をもつ優秀な職員をもう10人図書館に戻し、年に1人ずつ、5年で5人の司書を正規で採用すれば、直営でも5年で75%を突破できます！（ちなみに専任（正規）職員の司書率が50%を切るのは政令市14市中6市、静岡市は27%で下から3番目です。図書館を重視するならば「人」を大切にすれば？）

<18年度から実施する指定管理者（候補）の提案>

【選定された団体の主な提案内容】

「エコロジービジネス支援事業」、「市民の医療健康情報センター事業」、「親子絵本作り教室」、「英語でブックスタート」、「広報活動の充実」、「学校図書館との連携」及び「郷土資料の整備」などにより図書館の魅力を高め、新規利用者を獲得する。ユニバーサルデザインである設備を活かし、更なる利用促進策として、点字図書館との連携や外国語図書を充実させる。

——しかし—— 静岡市の図書館では、直営の下でビジネス支援や多言語サービス、学校図書館との連携などがすでに高い評価を得ています。外国語の児童書の収集と読み聞かせ、闘病記をまとめて展示する事業なども始まっています。障害者サービスについては、「ひびきの会」の協力によりカセットのほかCD-ROMでも音訳図書を提供しています。「これからはじめる」北九州の指定管理者より、静岡市は一步も二歩も先を行っています！

<18年度から実施する指定管理者（候補）の提案>

【選定された団体の主な提案内容】

図書館を通じて、こどもの「生きる力」を身に付けるための支援及び高齢者に対する生きがいづくりのためのサービスの提供を図る。地域の持つ歴史・文化の特徴を各館の蔵書構成に反映すると共に、関連施設との連携を図る。館長は、図書館管理運営経験者を全国からスカウトして配属する。国際理解・外国人対応に知識と経験のあるスタッフを配属する。図書館プロを養成する研修プログラムの実施。

——しかし—— 館長を「全国からスカウト」といっても300万円程度の年収の保証も難しいようですから、同じ業者が担当する図書館同様、実際は他所の館長を退職された方になるのではないのでしょうか。悪くすれば退職公務員の「天下り」ポストとなる可能性もあります。<こどもの「生きる力」を身に付けるための支援>については学校図書館の調べ学習・総合学習への支援やヤングアダルトサービスが、<高齢者に対する生きがいづくりのためのサービス>については、ビジネス支援・闘病記の提供・大活字本コーナーの設置等がまさに該当します。他の提案も含め、「これからはじめる」北九州の指定管理者より、静岡市は一步も二歩も先を行っています！

以上の検討からも、北九州市の指定管理制度は、静岡市のモデルになるようなものとは、とても言えません。むしろ、静岡市の図書館サービスが、北九州市なみに「後退する」ことが心配です。図書館サービスの実績を比較する際に、市民一人当りの貸出点数がよく使われます。静岡市は5.3点で政令市14市中第2位なのに対し、北九州市は2.6点で政令市14市中最低位です。北九州市の市民一人当り貸出点数が、指定管理者制度の導入によって現状の2.6点から静岡市並みの5.3点にまで向上したならば、「北九州モデル」の採用を検討してみてもいいかもしれません。しかし、実際には検討に値する実績さえ挙げていない、というのが北九州市の現状ではないでしょうか。

### 方法③ 要望、請願書などで主張を訴える。—民間企業で運営されるとこんなことが心配。

**1・ほかの図書館、教育機関などとのネットワークが組めなくなります。** ほかの公共施設に比べ、図書館はネットワークが重要な役割を果たします。自館にない資料も、全国の公共図書館の相互貸借を通じて提供できるからです。そうしたネットワークがなければ、高度化する利用者の要求に応えることはできません。そのネットワークが断ち切られてしまう恐れがあります。

**2・短期間で管理者が変わると継続した責任ある仕事が期待できません。** 司書が1人前になるのに、10年はかかると言われます。選書方針、蔵書構成は100年単位の仕事です。

短期間の雇用では、長期の見通しにたった計画性のある仕事は期待できませんし、職員も育ちません。また公共図書館では、レファレンスや多文化サービス、障害者向けサービスのノウハウを、すべて全国の公共図書館と分け合ってきました。つまり市民の共有財産となっているのです。しかし、民間のスキルやマニュアルは、企業秘密だからと公にならない例もあるそうです。逆に、利潤が要求される指定管理者や民間委託の図書館に、公立図書館が資料や情報提供することは、図書館法上問題となります。

**3・個人情報やプライバシーへの配慮が心配です。** 公務員には守秘義務があり、守らないと罪に問われますが、民間人には守秘義務がありません。図書館には市民の約30%に当たる個人情報があります（「日本の図書館2003年」参考）が、この個人情報を民間企業が管理することになると、情報の流出が懸念されます。また、その情報が顧客情報として商売に利用されないとも限りません。

**4・もともと儲けのない図書館が利潤の対象となる可能性があります。** 図書館などの社会教育施設は、効率という面だけでは図れない役割を持っています。利潤を出すことを要求される民間企業が経営すると、どこかでサービスの質を落としたり、「いかなる対価も徴収してはならない」（図書館法17条）という無料の原則がくずれる方向にいったりしかねません。

即効性だけを目的に選書が行われれば、コレクションとしての蔵書が作られなくなります。人件費を節約すれば、経験のない臨時職員やアルバイトばかりが増えます。いずれも、高度なサービスが切り捨てられる結果になるでしょう。

**5・市民のチェック機能・声を聞く体制がなくなります。** 図書館は市民と共に育つものです。いわば、市民の民度が反映されるものです。しかし指定管理者にとっての第一のお客は、仕事をくれる行政であって、市民・利用者ではありません。責任が間接的になってしまいます。また民間企業が「指定管理者」になれば、議会に報告する義務がなくなり、住民監査請求や情報公開の対象外になります。図書館協議会の設置義務もなくなります。市民の意見が反映されにくくなります。

**6・誰にも公正で公平なサービスはできるでしょうか。** 「図書館の自由に関する宣言」では、図書館職員が自分の好みや心情や、思想的、宗教的立場で勝手に選書できないように、利用者の読書の権利を保障するということを細かく決めています。公務員には罰則がありますが、民間人にはありません。公平、公正を欠くサービスにならないとも限りません。

**7・専門職が軽視され、人材が育ちません。** 本当によいサービスを生み出せる司書、プロとしての仕事ができる司書は、資格を持っているだけではありません。絶えず最新の知識を学び続け、利用者に接して、経験を積み重ねることで育つものです。やる気のある者が長期にわたって責任と夢をもって働ける場を作り、プロを育てる。それが結局、図書館にとって最も効率的な運営方法なのです。しかし今行われている指定管理者運営の図書館では、司書は一般の市職員にくらべて待遇が劣悪で、権限もありません。これでは有能な人材が育つはずはありません。人がいなければ図書館も成長していく事はできないでしょう。

**8・市の政策立案力がなくなります。** 図書館を指定管理者に任せるということは、いわば図書館運営の「丸投げ」です。「丸投げ」してしまうと、行政内に図書館運営の経験者が存在しないということになります。ノウハウも失われます。経験も知識もない所で、どうして効果的な図書館政策が作り出せるのでしょうか。

#### 方法④ 図書館利用者や市民に理解しやすい内容の資料を作り、配布する。－指定管理者制度を避けるためにできること

経済状況が厳しい中で、図書館も「今までどおりでよし」とは言えないでしょう。みんなで力を合わせてよいサービスができるための方策を考えていきたいものです。私たちの会は次のことを提案します。

##### **1・行政の方に** 専門性や継続性の必要な仕事を効果的にするために～

\* 司書資格のある職員の割合と人数を増やし、在職年数を長くしてください。図書館から転出したまま、本人が希望しても戻ってこられない有能な職員を図書館に戻す体制をきちんと作ってください。時間をかけて有能な職員を育てるしくみをつくり、有能なプロ職員を育てるのが、行政効率を上げる一番の道です。

\* 非常勤の職員は、どんなに能力が高くても 5年で雇用が打ち切りとなるのは、本人にとっても理不尽ですし、図書館及び利用者にとっても大きな損失です。改めて下さい。

\* すぐれた図書館運営を行い、高度なサービスを実現している自治体の、図書館政策やシステムを研究し、採り入れて下さい。

##### **2・図書館職員の方に** 図書館の立場が危機にあることを認識し～

\* 今まで以上にサービス業としての自覚を持ち、現状でできる改善を進めてください。

\* 自主研修や交流会等に積極的に参加し、専門力を高めて下さい。また、職員のやる気が削がれないような体制づくりに力を尽くしてください。

\* もっと図書館の外に向かって情報を発信して下さい。図書館をよく知らない人に、あるいは、図書館が好きで図書館のために協力したいと思っている人に、現状を知らせて下さい。

##### **3・利用者、市民に** 私たちで図書館を育てていくために～

今まで、私たちが市役所に意見を言うのは苦情の時ばかりでした。それを改めましょう。

\* 図書館で良いサービスを受けたら、できるだけ具体的に図書館に感謝を伝えましょう。良い仕事をした職員は必ず報われる、というシステムを作っていきましょう。どんどん発言していきましょう。市民はこんなに図書館を利用し、評価している、ということを知らせましょう。マスコミに投書したり、地域の市議会議員さんに伝えたりするのも効果的です。

\* 職域を侵さないよう気をつけながら、私たちでできる協力を考えましょう。今までも、会員各自がボランティアで関わってきましたが、さらにできることがあるはずですよ。

例えば、「静岡市の図書館をよくする会」は以下のことができます。

- ・ 御幸町1周年記念シンポジウムのように、図書館との共催事業を企画運営。
- ・ 住民の諸活動のチラシなどの保存、ファイル。図書館に関わる全国ニュースのクリッピングなど。
- ・ 大学などと協力し、図書館への外部評価アンケート などの実施。